東京学芸大学附属竹早小学校校則の一部改正について

改正理由：法律改正に伴い，入学定員を４０人から３５人に減ずること，及び学習指導要領等の改正に伴い授業日数の確保を図るため，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （定員及び学級数） 第２条　児童定員及び学級数は，次のとおりとする。 入学定員　　７０人 総定員　　４２０人 総学級数　　１２学級 〔省略〕 （休業日） 第８条　休業日は，次のとおりとする。 ⑴　日曜日及び土曜日 ⑵　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する日 ⑶　開校記念日　１１月７日 ⑷　夏季休業日として校長が定める日 ⑸　冬季休業日として校長が定める日 ⑹　春季休業日として校長が定める日 ２　校長は，前項に規定するもののほか，教育上必要があるときは，休業日を変更し，又は臨時に休業日を定めることができる。 ３　非常変災その他急迫の事情があるときは，校長は，臨時に授業を行わないことができる。 附　則 １　この校則は，平成24年４月１日から施行する。 ２　平成24年度から平成28年度までの児童の総定員は，第２条の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。	〔省略〕 （定員及び学級数） 第２条　児童定員及び学級数は，次のとおりとする。 入学定員　　８０人 総定員　　４８０人 総学級数　　１２学級 〔省略〕 （休業日） 第８条　休業日は，次のとおりとする。 ⑴　日曜日及び土曜日 ⑵　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する日 ⑶　東京学芸大学創立記念日　５月３１日 ⑷　開校記念日　１１月７日 ⑸　都民の日条例（昭和２７年東京都条例第７５号）に規定する日　１０月１日 ⑹　夏季休業日として校長が定める日 ⑺　冬季休業日として校長が定める日 ⑻　春季休業日として校長が定める日 ２　校長は，前項に規定するもののほか，教育上必要があるときは，休業日を変更し，又は臨時に休業日を定めることができる。 ３　非常変災その他急迫の事情があるときは，校長は，臨時に授業を行わないことができる。

年　度	総 定 員
平成２４年度	４７０
平成２５年度	４６０
平成２６年度	４５０
平成２７年度	４４０
平成２８年度	４３０